

# 淀川水系流域委員会 第12回委員会

## 議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

宗宮委員(委員会・琵琶湖部会)

米山委員(委員会・猪名川部会長)

日時：平成14年6月6日(木) 13:30~17:00

場所：ぱ・る・るプラザ京都 5階会議室A

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第12回委員会を開催させていただきます。

司会進行は私、庶務を務めます三菱総合研究所の関西研究センターの新田です。よろしくお願ひいたします。

まず、配布資料のご確認をさせていただきます。発言にあたってのお願いと議事次第の他、資料1-1、1-2、1-3、こちらの方が各部会の活動概要です。資料1-1「第14回琵琶湖部会現地視察結果報告」で先日6月4日に行われました琵琶湖部会の結果の報告です。資料1-2「第15回淀川部会結果報告」。こちらの方は5月27日に開催されました。資料1-3「淀川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要」ということで、河川管理者から出して頂きました質問に関しまして、委員と河川管理者との間で意見交換をされた概要をまとめたものです。資料2は「各部会及び委員会の中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」です。資料2-1-1「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」は先日の第11回委員会の資料と同じです。資料2-1-2「委員会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換」、こちらは前回の委員会における委員と河川管理者との意見交換の概要をとりまとめました。資料2-2「琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」が、5月末に河川管理者の方から提出されました、琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問です。資料2-3「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」、こちらは前回の委員会で提出されました、淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問です。それから、資料2-4「猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」は猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問です。こちらの方も5月末に新たに出されたもので、今回初めてお出しするものです。それから資料3-1は「シンポジウムの開催概要」ということで、6月23日に開かれますシンポジウムの概要と、お手元に青いパンフレットがありますが、その時の案内を申し上げるパンフレットで、同時におつけしております。資料3-2が、「今後の活動内容について」。資料3-3が、「5月～12月の会議日程について」ということで、各部会の予定も含めた予定表です。

以上の資料をご用意しております。委員の皆様事前に発送したのものも含めて、全て一式お手元にご用意しております。それから、参考としまして、過去の現状についての資料等の青いファイル、一般からの意見や今までの意見をとりまとめましたものをファイルとして、お二方に1つ置いてありますので、参考としてご覧頂きたいと思ひます。

本日は後ほど、一般傍聴の方々からご意見を頂く機会を設ける予定です。委員の発言の際には、一般からの発言はご遠慮頂いておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。また、発言にあたりましては、委員の方も一般の方も、まずお名前をおっしゃって頂いてからご発言頂くよう、よろしくお願ひいたします。

本日の予定としましては、午後4時半を委員会の終了ということで予定をさせていただきます。ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思ひます。芦田委員長、よろしくお願ひいたします。

芦田委員長（委員会）

これから委員会を始めたいと思います。

内容は、議事次第に書いてますように、前回に引き続き、河川管理者との意見交換を主としております。各部会におきましても、先ほど報告しましたように、中間とりまとめについて河川管理者との意見交換が始まっております。琵琶湖部会では6月4日に現地に行きまして、現地で直接に関係者の方の意見を聞いたということもありまして、進んでおります。各部会とも検討が進んでおりますので、委員会に少し報告して頂きまして、委員会としての意見交換もしておきたいと思っております。

今後の活動について、今回はワーキンググループを2つ設置するということが決まっています。即ち、琵琶湖やダムの水位管理についてのワーキンググループと、水需要に関するワーキンググループを設置するということですが、大体それぞれのワーキングのメンバーを考えてきておりますので、のちほどご紹介したいと思っております。

それでは、まず、淀川部会からお願いいたします。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

それでは、淀川部会からの報告をさせていただきます。

お手元に配って頂いた資料の中で1-3「淀川部会の中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の結果」と、3-3「5月～12月の会議日程について」をご覧頂きたいと思っております。前回5月15日の委員会で中間とりまとめの内容が確定したわけですが、それ以後、淀川部会で、18日に部会の学習会を行いました。これは、5月27日に河川管理者との間で、淀川部会で作成しました中間とりまとめについての意見交換を行うことを予定しておりましたので、それに備えて部会内で勉強しておこうということで、部会の中で3つの論点別ワーキンググループをつくり、それぞれ議論を深めるということを行いました。ワーキングは午前中にやって、その後、昼から部会委員全員で、その検討結果を出して全員のものにするという形で学習会を行いました。

その上で、5月27日に河川管理者との意見交換を行ったわけです。その中身は資料1-3にある通りですが、皆さまに報告しておく方がよいと思う部分を紹介しておきたいと思っております。資料1-3の中身として3ページから5ページ、治水に関わる部分ですが、この27日の意見交換は、その前に行われました委員会における河川管理者との間の意見交換の経験を踏まえ、細かい部分は後回しにして、中心的な問題から議論を行いました。

治水については、具体的な表現として提言している部分、例えば3ページの一番上に書いているような、ダムや堤防に頼らない治水、堤防の補強が、どのように関係するのかということや、5ページに「ダムによる洪水調節というものを原則として採用しない」ということを明記しているのですが、この内容や意味について意見交換を行いました。特にこの部分は、委員会の中間とりまとめの表現よりも淀川部会の方がはっきり物を言っている部分なので、その辺りを部会として、どう考えているのかを中心に議論を行いました。

もう一つ、10ページから水利用に関する部分です。水需要管理ということ、利水の部分では新しい理念の転換を具体化するものとして、委員会でも部会においても出しており

ます。淀川部会の方は特に、詳しく具体的に著述している部分が多く、基本的な部分についての意見交換を行いました。特に、最初に紹介しましたダムによる洪水調節という部分は、淀川部会の皆さまの大体一致した意見をここで表現しています。この部分は委員会の方の表現が必ずしも明確ではない、むしろ今回の全体の議論の中で出てきたものとして、やはりここまで踏み切って、きちっと述べる必要があるだろうという意見が大勢を占めておりました。

ただ、従来 of 河川管理として、「ダムや堤防に頼らない治水」ということは、もちろん他でも、もっと早くから言われております。これまで言われてきたことと、今回この委員会、部会が言っていることとの中身が、どこがどのように違うのかということ、もう少し明確化していかなければならないことが課題として出てきたように思います。それから、水需要のところも、11 ページの一番下の方に河川管理者の意見の部分が出ておりますが、この辺り必ずしも部会の方でも明確に書いていないところですので、今後は部会としても検討、学習をし、もっと具体的に意見を述べなくてはいけないということがわかりました。

つまり、水需要を管理していくということです。供給サイドから水の限界量を定めて、そして管理をしていくのかという面とか、一体この淀川水系において、各河川の絶対流量が本当に不足しているのかということも、前提として検討の中に入れ、提言していく必要があるというご指摘も頂き、今後検討していく必要があると感じた次第です。

次回、6月24日に第2回目の河川管理者との意見交換を行います。その前の16日に、部会としての学習会をやった上で、議論を深めて、そして河川管理者との意見交換を実質的なものにしていきたいと考えております。以上です。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はありませんか。

それでは、水需要管理の問題とか治水の問題も含めたこの問題は、ダムや堤防に頼らない治水というのは、ダムや堤防だけに頼らないという意味だと思いたすが、そういうことにつきましても大きく転換するという必要があるということは、その通りです。また、委員会はもう少し突っ込んで書けというようなご意見でしたが、また議論を深めていきたいと思っております。

では、猪名川部会の方からお願いします。

米山委員（委員会・猪名川部会）

猪名川部会は1の資料はありません。つまり、5月8日以後は部会を開いていないということで、6月11日の火曜日に次の部会を開く予定にしております。その間に、河川管理者より60問ほどの質問を頂いておりまして、どのように処理するかということで、猪名川部会でもワーキンググループを3つほどつくって対応していく予定にしております。

6月下旬、7月上旬中の間に、ワーキンググループと同時にできれば現地研究といいたしようか、現地で意見交換をやることも組み込んでいきたいと考えております。

それともう1つ、私どもの部会は、他の部会に比べますと人数が少数です。特に専門家

の委員が、池淵委員もいらっしゃるわけですが12名で、琵琶湖部会17名、淀川部会19名に比べますと3分の2くらいしかいません。特に工学系の委員、治水問題を検討するための委員を拡充するということを考えたかどうかというようなことを庶務の方からも提案されておりまして、その辺りのことも、次回の部会で議論していきたいと考えております。以上です。

芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。猪名川部会の中間とりまとめについての河川管理者からの質問につきましては、委員会で受け取るべきものもあると思いますので、ご相談頂いて決めたいと思います。

米山委員(委員会・猪名川部会)

あと、執筆上の事実誤認みたいな単純なミスといいますが、そういうことはたくさんあるのですが、川の上にかかっている橋の名前を挙げたら、これは猪名川でなくて神崎川ですとか、縄張りのことをおっしゃっているので、その辺りのことも、それは単純にチェックはできます。

もう1つは、私たちのところは川のインタープリターという言葉を使っておりますが、それは委員会のとりまとめでは、河川レンジャーという言葉を使っており、どう違うのですかというような質問がありました。その辺りのところは整合性をとっていくということを工夫しなければいけないと思います。そういう部分よりもより本質的な問題、つまり先ほど寺田委員長代理がおっしゃったようなダムの話とか、その辺りについても、きちっとした対応をしていかなければいけないと考えております。

芦田委員長(委員会)

それから、委員の追加につきましても、必要があるかと私も思いますので、要望を出して頂きましたらここで取り上げたいと思います。

米山委員(委員会・猪名川部会)

当然、委員長にご相談した上で、ご許可頂くということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

池淵委員(委員会・猪名川部会)

この猪名川部会への質問を頂いたのが先月末で、その間に少し、先ほど米山委員がおっしゃったワーキンググループの立ち上げまで概ねできています。しかし、事前に集まって学習会をするなど、そういう形のものにまでは踏み込めておりません。6月11日に、ワーキンググループと60何カ所のご質問等について、分類等はさせて頂いておりますので、口頭或いは文書で、それぞれ今の時点では、それに対する反応を示して頂くという形で考えております。

それから、学習会や部会、共通のそういう形のもの、それから米山委員がおっしゃった、地域に行って意見を聞くかとか、6月7日は、そういう議論は多くせざるを得ないと考えております。

芦田委員長（委員会）

よろしくお願いします。それでは川那部委員、今までの部会報告は簡単だったのですが、今日は少し詳しく報告ということで、特に6月4日の現地視察の様子もお聞かせ頂いた上で意見交換したいと思いますので、よろしくお願いします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

5月15日の委員会以後、いわゆる「河川管理者」から、琵琶湖部会の中間とりまとめに対しての質問状を頂きました。委員の方に回答案を頂きましたが、一昨日現在で半分くらい回答案が出ました。

一昨日は、現地調査をいたしました。長浜の駅から余呉町へまいりまして、琵琶湖部会の委員の他に、委員会、他の部会の方から4人も来て頂きました。

そして、まずは4、5人の方にお話を伺いまして、その後、少し議論をさせて頂きました。

その後、いわゆる高時川の上流の方へまいりました。高時川には丹生ダムの建設が予定されているところで、前の現地調査の時は、姉川、田川という、川が川の下を通っていくというようななかなかおもしろいところをずっと見ていきながら、下流からダムサイトまで行くというのが精一杯でしたので、やはり、上流から下流まで全部見るのがよからうという考え方のもと、上流まで行くことをにしました。但し、工事中或いは他の道路事情その他によって、下流から上流へ行くことは不可能でしたので、北国街道沿いに上流までまいりまして、上手側から、ダムができれば、湖のちょうど真ん中辺りにまで下ってきたこととなります。

そしてその後、高時川というのは、ご承知かもわかりませんが、途中で西の方へ振れまして、北国街道沿いに最上流があるということですので、上流の方へまいりまして、淀川の源流の碑があるところまでまいりました。従って、高時川の本流に関しましては前回と今回とを通じて、ダムサイトから予定ダムの真ん中辺りのところの間が、まだ抜けているということですが、それ以外のところは、上流から下流までずっと見るということができました。

そして4時頃に木之本へ戻り、いつものように、皆さまからご意見を承る方法で会議を開催しました。事前に通告しました3人の方からお話を伺いまして、討論をしました後、一般傍聴者の方からもご意見を承るということをしていまして、一時間ほど議論をしました。

その後、「河川管理者」からの質問について、どのように扱うかを議論しまして、忙しい委員が多いのですが、17日の月曜日に臨時に部会を開くことにしました。と申しますのは、部会に対する報告は委員会全体でやるのが本当なのかもしれませんが、やはり個々のところについて、いろいろな議論がある点については、委員会ではなくて、部会にいらっしゃ

る方もいろいろ議論するという事は非常に大事だろうと考えましたので、とりあえず17日にさせて頂くことにいたしました。

琵琶湖部会の現地調査の予定といたしましては、源流の碑があります北国街道のすぐ横のスキー場の建設地に行くつもりでした。ここは、片一方の側は既にでき上がっておりまして、もう片方は今建設最中ですが、特に建設中の方に対して、庶務を通じて、是非、中を見せて頂きたいと申しましたが、まことに残念ながら、今回は入ることをやめて欲しいという要請があったということ、その時にそこで知りました。いろいろ考えましたが、私有地でもありますし、やはり是非見せて頂きたいと私自身も、恐らく部会の方々も思っただらっしゃいまして、見せて頂けなかったのは大変残念なので、次の機会には是非見せて頂きたい、どうぞよろしく願いいたしますという程度の文書は、何らかの形で出すことが適当なのではないかと思っております。もっと強い意見もあったのですが、取り敢えず私は、今そのように思っているところです。

それから、何か新聞が書いてくれたようでして、京都新聞に出ていたという話ですが、1回目2回目の時にどのような発言があったかというようなことについて幾らか書いてくれました。午前中の意見をお伺いする会では、お話の最中に、やじを飛ばした方がありまして、何かやじが飛んでいるなと思ったのですが、別にそれほど注意もせずそのままにいたしておきました。私もどなたかということは全然考えなかったのですが、新聞報道によれば、ある方ようです。午後の会議で、余呉町の関係者の方、或いは丹生ダム対策委員会の方が説明をしたいということで説明して頂きました後に、新聞に書いてある方がご発言になりました。3分で、きちっとしゃべって頂いたのですが、その内容も新聞に書いてあったかと思いますが、流域委員会を開いてもらうのは迷惑であるというご意見を頂いたと思っております。

私は、しばらくたってその方にお答えをしようと思っておりましたが、不幸にも、お話しになった後すぐお帰りになりましたので、他の方に、その方にもお伝えをして頂くことが適当ではないかと申しました。いわゆる「河川管理者」の方から、流域委員会が新河川法上、どのようになっているかということのご説明を頂いた後、いわゆる河川整備計画については、専門家その他の意見を聴かなければいけないという項目が書いてあり、それにもとづいて我々は集まっているわけですので、集まって何か議論されるのが迷惑であるとおっしゃるのなら、法律に対しておっしゃるべきであろうと申しました。また、そういうことをその方にお伝え頂くことが望ましいのではないかと申しましたが、それに対するご返事はなく、そのままです。

という内容でして、いろいろな形で、意見の違いはありましたが、地元の方のご意見、或いは全体の方ではなくて一部の方のご意見かもしれませんが、非常にはっきりとおっしゃって頂いたというのは確かで、いろいろな意味での意見聴取ということに対する、いろいろな考え方ができる状態になったということは確かだと思って、私個人は、中身の議論はともかくとして、よかったなと実は思っております。それ以後、どんなことが起こったかは私は存じませんので、一昨日はそういうことであったということをご報告させて頂きたいと存じます。

先ほど申しましたように、今度は17日に、琵琶湖部会の中間とりまとめに対する意見交換をさせて頂くつもりでして、できるだけ「河川管理者」には、問題点を絞りながら議論をして頂くということをお願いしたいです。もちろん中には、先ほど猪名川部会からもありましたように、琵琶湖部会の問題だけではなくて委員会と全く同じような言い方もありますから、その辺のことは、この間の委員会の議論があったところでは、そこから先の問題として議論をすべきでしょうし、当然、琵琶湖部会として特別のいろいろな議論をすることも進めて、ちゃんと議論させて頂きたいと思っています。

その後の予定は、委員の方々も忙しくて大変だという話ですが、7月4日にもう一部会を開くつもりでして、今のところ予定いたしておりません。どのようにして意見を聴取するかというような問題は、もっと考えなければいけないところもありますので、そういうことも含めながら、議論をしたいと考えているところです。以上です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。大変ご苦労をおかけしているようですね。

いろいろな立場の人の意見を聞くのも大事ですが、どのように集約していくか、考えなければいけない問題だと思います。何かご意見ありますでしょうか。

それでは前回に引き続いて、河川管理者から委員会に出されている質問にお答えするという形で意見交換をしていきたいと思っています。

前は、主として洪水の問題、治水の問題についての意見交換を集中的に議論しましたが、その後、利水から利用、環境、それからそれをどのように、計画策定のあり方や河川整備計画の推進のあり方についてはあまり触れておりません。その辺りを中心にやっていきたいと思っています。

具体的には資料2-1-2を見て頂きますと、前回の議論の要約が書いてあります。19ページのブランクになっている辺りから進めたいと思いますが、まず河川管理者の方から、質問を出して頂きたいと思っています。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

資料2-1-2、18ページに、水需要の話があります。もう一方の資料2-1-1の方ですと、13ページから水需要マネジメントとして、ここの問い(21)については前回少し意見交換させて頂き、ワーキンググループのことを委員長から頂いておりますが、その後、先ほど寺田委員長代理の方からのお話にもありましたように、淀川部会の方でまた水需要の話をさせて頂きました。

前回、私どもの方から「水の有限」ということをどうとらえるかということをご質問させて頂きました。淀川部会でのやりとりは、資料1-3の11ページにあるわけですが、需要をきちんと見ていく他に、供給量の方から限度量を決めていくのは、アプローチが違うのではないかということをご質問させて頂きました。基本的には、供給できる水には限界があり、限界を考慮した上で需要も厳しく見直すというお答えを寺田委員長代理の方から、頂いております。



そういった中で、前回の続きということだと、質問の(22)になるわけですが、ここで、節水技術や生活様式の転換を盛り込んだ総合的な予測方式の記載がありますが、これ自体が、どういったイメージをお持ちになっておられるのかということと、ある意味、新しい予測方式をつくることについては、その妥当性、整合性の検証をしていかなければならないと思うのですが、その辺についてどうお考えなのかということです。

芦田委員長（委員会）

水需要については非常に難しい問題を含んでいて、わかってない問題が多いので、ワーキングを発足させることにしたわけです。それにしましても、できるだけ流域委員会で議論しておく必要があると思ひまして、今の問いに対して答えるという格好で議論を進めたいと思ひます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

その前に、淀川部会でも議論して頂きました、水の限界というものの設定についての共通認識を頂ければと思ひます。

今本委員（委員会・淀川部会）

私は利水については専門家ではないので的確かどうかわかりませんが、淀川は水あまりであるという意見もありましたが、私はそうではないと思ひているのです。今はいろいろな意味で、淀川は限界にあると思ひます。治水にしても何らかの転換を図らなければならない状況にありますし、利水にしてもそうではないかと考えています。

やはり利水量も少なくとも現在の淀川、これをどう開発していくかということを考えるのか、或いは現在の淀川的能力からいって、この辺が限界ですからという前提に立って考えていくのか、当面、今淀川からとれる水量はかなり限界に近いということで考えたいという方の意見です。

芦田委員長（委員会）

その他。続きまして(23)、(24)ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

(23)までは、少なくともほぼ類似の質問です。

芦田委員長（委員会）

類似の問題ですね。「ライフスタイルの転換誘導による消費量の軽減、再利用の促進等」。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

これも、河川管理者サイドとしてライフスタイルの転換誘導というのをどのように行っていくかというところのイメージが、ちょっとわからないということです。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

水の需要限界とか、大変難しい問題へ来ているのですが、考え方のポイントとして、水資源、つまり水の循環利用を頭にどの程度入れているかということが1つあります。もう1つは、水利権で水を配分していますが、取る権利はあるのですが、返さなくてもよいのかどうかということがあります。排出権みたいな感じの体系で成り立っているのかどうかということです。限界という意味の中に、その辺は一体どう整理されているのかがポイントだと思います。

結局、循環率を上げて町中での水のストックが増えれば、自然の河川から取水する量は減るはずですが、だとすれば、やはり今までと違ったシステムができ上がるのではないかとことなのです。それが生活スタイルとか、社会システム自身のあり方によって変わってくるというところへつながるだろうと思っているのです。

それは、河川サイドから自動的に全部、都市施設を変えなさいということではできません。それに配慮する必要があるだろうということなのだと思うのです。取水した水を10回、需要サイドで全部繰り返し利用した上で、もう川へ返せないという、商品になって持ち出されてしまうことになった場合、実際問題としては需要と供給のバランスが崩れてくるわけです。その辺り工夫しておく必要があるという気がしています。

芦田委員長（委員会）

限界といいましても、何回使用するかによって大分変わってくるわけです。使用することとは、それをきれいな水として返すには、相当な経費を伴うわけで、何回でも使用できるものでもないと思います。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

基本的には、今までのシステムとしては、上流でためた水の中流で使い、下流へ流すという一過式のイメージを皆さまお持ちであるので、それに対して、都会に降った雨は全部ためて、都会で使って下さいということが言えないかどうかですね。浸水被害が出て困るのだではなく、都会でも水のストックをして下さいよとすればやはり流域全体としての水のある場所が変わってくる可能性も出てくるわけなのです。

今まで、道路をつくり、屋根を覆い、全部捨て去る施設を一生懸命つくったのですが、それが本当によかったのかどうかは、我々としても生活パターンを変えるという辺りで見えていく必要があるということではないかと思っているのです。

芦田委員長（委員会）

ライフスタイルの転換誘導は、行政だけでできる問題ではないと思います。行政も積極的にやる必要があると思いますが、住民も協働する必要がありますね。

川上委員（委員会・淀川部会）

ライフスタイルの転換誘導という部分は、(22)のご質問だけを取り上げては、理解

できないと思います。資料2-1-1の5ページに、流域整備の変革の理念という重要なくだりがあります。この中に、今まで治水、利水をメインに河川整備を行ってきたが、その結果、水量、水質、川の形状、生物等々、広範な分野にわたっているいろいろな問題が生じてきている。今後は、川と人とのあり方とか、関わりというものをもう一回見直さなくてはいけない。そんな中で、自分の暮らしと河川が切り離されていた今までの考え方から、水の消費について我慢しない生活や、或いは水害という危険を考えずに住む生活というのが、結局、河川環境の破壊につながってきた。つまり、治水と利水と環境というのは、それぞれ不即不離の関係にあって、個別に考えるべき問題ではない。そういうところから、今までのような水道事業者の需要予測だけに基づいた水の供給管理というものを見直すべきだという議論に来ているわけなのです。

上流の過疎地、自然豊かな山間地に、供給管理に基づいてダムをつくっていくことによって上流域の地域社会がある意味で破壊され、自然が壊され、様々な我慢をしなければならないのです。反面、下流では水を使いたいだけ使い捨ててきました。そういうことを考え直すべきであって、この淀川流域は、琵琶湖という大変恵まれた、大きな湖があります。他の地域と比べると大変豊かです。しかし豊かな水供給があっても、やはり水は大切に使用しないといけない、そして節水に努力すべきです。そのことにより、今までのような水の供給管理から、需要管理という大きな変革ができ、社会的な無駄や矛盾をなくすることができるということを、ここの今問題になっているご質問のくだりのところで述べているのではないかと、私は思います。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございます。これは今、川上委員がおっしゃったように、いろいろなことに関わっており、文面を一つ一つ取り上げて、逐条吟味するのは適切でないと思います。

イメージが湧かないというのは困ったことですので、これについてはワーキングで集中的に議論して頂きたいと思います。その中に河川管理者も一緒に参画してもらって議論することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ここの部分は、前回山村委員からご指摘がありましたように、'92年の地球サミットにおける「アジェンダ21」、その資料によりますと、かなり細かく何が必要なのかを書いておられますので参考になると思います。

先ほども意見がありましたように、この転換誘導というのは、上から下へ誘導していくというだけではなく、パートナーシップといいますか、そういった住民、或いはNGOとか、などと一緒に考えながらライフスタイルを変えていこうという姿勢が必要だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

1点だけ言わせてください。委員の方がおっしゃっていることは、理念の変革という意味においては非常によくわかるのですが、我々は、河川整備計画の具体的内容を築いてい

かなくてはいけないわけです。すると先ほどの、例えば河川の供給量をどうするのかということは、そのまま琵琶湖の水位の操作やダムにも関連します。それから、例えば水道事業者が、我々としては新たに水をこれだけ欲しいということによってこられた時、我々が、いや、それはもう限界ですよと言うのか、言わないのかということになるわけです。私は理念としてはよく共有化できていると思うのですが、具体的に、ではどのようにこの問題を整理していくのかということがないと、河川整備計画に具体的な施策が盛り込めないの、我々もワーキンググループと一緒に入りますが、そこは是非よろしくお願ひしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

それを私は言っているわけです、理念を具体化していかないといけないと。どうするかは、まだわからないのです。従って、ワーキンググループで集中的に議論して、河川管理者の方も一緒にやる方がよいと思っております。具体的な量として、どれだけ水が要るのかを出さないといけないわけです。そこにつながるような議論をしたいと思ひます。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

テクニカルな内容になるのかもわかりませんが、平常時と危機の時、節水という絡みの場面を考えた時に、本当に節水の許容量が、期別、用途別にどのくらいあるのか。水の利用においても、社会が受容する受忍というような形、まあ節水が行き着いた時の怖さももちろんありますので、許容量みたいなものがあり得るのかどうか。そういう形のものも、少し議論になるのかなという気もしたのです。

需要管理という意味合いの中に、節水というインセンティブをどう働かすのかという話もあったのですが、一方では社会なり、いろいろな用途が、どこまで受容するのか、或いは死守すべきものと許容できる限界みたいなものがどこにあるのか、そういったものがテクニカルに探れるのかどうかわかりませんが、概念的にあるのかなという気がしたのです。

芦田委員長（委員会）

従来は水資源開発基本計画（フルプラン）でやっているわけです。それを見直そうということで、池淵委員もそれに今関わっておられます。フルプランの見直しというのも、この委員会と直接つながりがあると思うのですが、どういう状況ですか。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

今のところ、吉野川部会だけが一応終わっているという形で、あと利根川、荒川、淀川、木曾川と、これからどんどん行くのですが、今の時点では、需要と予測と実態との乖離といったものが、各用途別にどういう実態かという状況証拠といひますか、そういうものが提示されている段階です。それが、今後ともそのままなのか、或いは先ほどから出ています需要という形のサービス等、どこまで許容するのか、そういった形のものでいろいろな施設でどのように絡むのか、また進捗、不安定な場面の用水供給は相当ありますので、そ

ういったものをどう位置付けるのか、いろいろ議論している段階です。

芦田委員長（委員会）

フルプランの見直しの中には、ここで言っているような水需要管理というような言葉は、当然入ってくるのですか。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

キーワードとしては、出てきそうな感じではあります。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

宮本所長が、具体的なことをとおっしゃったのは、その通りだと思いますが、一方で、理念の持っている意味が幾らかあります。あえて言うと、水であろうと、空気であろうと、物であろうと、基本的にはそれを受け取ったその場所へ元と同じ状態に戻すというのが基本であるというのは、理念としての話であるように見えますが、それは理念というより、具体的な意味を持っていると思います。

例えば田んぼというのは、昔は全部直列に流れることになっていて、出ていく時にはどの程度の汚さになって出ていくかというのがある程度わかっていました。つまり、全くもとには戻っていないが、今は全部並列に流れていることによってどのように変わったかという議論があるわけです。これは極論ですが、下水道の出口は、上水道の直上にあっても構わないのではないかとということです。つまり、自分が使った水は、本当にきれいにした形で、自分が飲める状態のところに戻すというようなやり方が、これは徹底した理念ですが、極めて具体的な問題なのではないかと私は思います。

そういう方向で議論されないと、何でもそうですが、持ってくるのは簡単ですが、出てきた廃棄物を戻すことの大変さは大きな問題です。

宮本所長は十分ご承知で、言う必要もないことですが、日本列島がこの程度に開放系であるかのごとく、現在周辺から物をあまり言われないのは、黒潮という流れがあって、下流に何にもないから成り立っているわけです。この黒潮の下流がメキシコ湾流のように北欧にあれば、太平洋に物を流すことなんてできないはずですが、しかも、数年後にはできなくなるというのは明白なわけです。そういうことも含め、まさに理念ですが、本当に具体的にはどうやってそこまで戻すか。全部、質的にもとのところへ戻せるのなら、かなりの量を使っても、構わないのかも知れないです。

ですから、単純に量の問題ではなくて、そんなことがあって、本当に具体的にどうするかということは確かに考えて頂かないといけないのですが、今のような話が、私は理念だけではなくて、具体的に物事を動かす時の1つのサジェスションになるのではないかと考えているものですから、言わせて頂きました。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今、フルプランの話が出たのですが、フルプランの関係をここで話させて頂いてよろし

いですか。

フルプランという言葉が先ほどから出ておりまして、この委員会でも何回かそういう話があったかと思いますが、淀川には、通称フルプラン（水資源開発基本計画）というものがあります。これは、水資源開発促進法という法律に基づいてつくっている計画です。淀川のフルプランという意味であれば、淀川流域といいますか、水利用という意味では流域はちょっと広いわけですが、そこにおける水需給そのものを考えている法律です。そこには国土審議会の水資源開発分科会もありまして、その中に淀川部会というのが淀川についてはあるわけですが、そこに池淵委員が入っていらっしゃって、親の分科会の方には多分、嘉田委員が入っていらっしゃると思うのですが、そういったものの構図があります。

一方、今、当流域委員会で、河川法の河川整備計画の議論をして頂いており、それは水利用、或いは水利権行政といった形の状況になるわけですが、そういった2つの大きな枠組みがあるということです。

水需要全体の流れについては、まず1つには、節水も含めた水需要そのものの予測といった部分と、既存の水源で供給をどうするのかという部分があります。通常、それで足りない場合は、新規開発はどのように展開の流れになります。水需給そのものはフルプランのエリアになるということです。河川法サイドのエリアとしては、既存の水源をどうするのかということをフルプランの方で考えた場合においては、当然、水利権行政が絡んでくるので、一体となったものであります。それともう1つは、実際の湯水調整みたいな話はまさに河川整備計画側の範疇のものです。或いは、今回の委員会で出てきます生態系に配慮した水位変動みたいな話は当然、水需給そのものと密接な関係になってくるわけです。水需給そのものというか、供給側、河川整備計画サイドといったようなことで、表裏一体ではありますが、整理的なことの話からすると、水需給バランスそのものは水資源開発基本計画、フルプラン側の方で決定するという大枠があります。

今日はノンペーパーでしゃべらせて頂いているので、わかりにくいかと思いますが、ワーキンググループが始まる際におきましては、きちっとご説明させて頂いて、把握された上で、検討内容等を考えて頂いた方がよいかと思っております。

芦田委員長（委員会）

ワーキンググループが発足しましたら、そういう資料も出して頂いて、議論して頂くということで、もちろん委員会にも後ほど出して頂くということをお願いしたいと思っております。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

今、フルプランの紹介が少しありましたので、意見を申し上げておきたいと思っております。

フルプランは、池淵委員のご紹介もありましたように、見直しがされているということですが、水資源開発基本計画というものは、どれだけの水が使えるのかが基本です。それは今も変わってないと思っております。この委員会の理念的な部分でいえば、そこを変えようということですね。どれだけの水が使えるのかという発想ではなくて、どれだけ使ってもよいのかと、まさにここで取水の限界という言葉で表現をしているわけですが、そこからス

タートをしようということを経験転換として言っているのだと思います。

ただ、理念だけでは、それをどう河川整備計画の中に具体的な施策として入れていくか、具体化したものを出してこないといけないと思います。要は、取水の限界とか、供給からいけば供給の限界、そういうものを実現するための施策として幾つかの柱があるということです。その中には、先ほどから議論に出ています水位調節にも関わってきますし、水利権の見直し、需要面の基本的な見直しなど根本的な面からの検討も必要になるでしょうし、それから従来は単なる湯水対策でしかなかった節水を、水需要管理という面から大事な施策の1つとして位置付けるということにも関わってきます。池淵委員も言われましたように、どういう技術をもって、どの程度の需要管理ができるのか、つまり節水ができるのかということ、積み上げをきちっとして、そして、具体的な政策になるのかどうかを点検しなくてはならないなど、出てくると思います。

ですから、後の方で申し上げたような取水の限界というところで、そういう理念を具体化するための施策を、今後この流域委員会で明確にしていくことが当面の課題ではないかと思っています。その辺をワーキングで煮詰めていくという作業が必要ではないかと思っております。

#### 塚本委員（委員会・淀川部会）

今までそれぞれ理念を言われましたが、共通することは、現状の実態を知ろうというのが一番大事です。治水の場合もそうでしたが、これまでは、河川というのは河道を狭めて水路として使い、余った土地はどんどん使って下さいという方向にあったと思います。この3、40年の様々な現象は共通してしまっていて、幾らでも拡大し大量につくっていきようよ、大量に消費しようよという時代だったと思います。それに対して、今、一番大切なことは、排水、或いは取水の実態がどうなのかというのをこれから行政と一緒に調べていくということだと思います。それから、需要と供給とお互いにどこが限界なのか、どこまで水を使えるのかということを知ることとはとても大事なことです。

もう1つは、川那部委員も言われました、排水を取水口のすぐ前に持っていこうという考え方がありますが、科学である程度証明されているのは、不可逆であるということです。一度きれいな水を使ってしまうと、もとの水質に戻すには、必ず大きなエネルギーが要るし、水は必ず汚すし、温度も上がるということがあれば、本当の必要以上は使わないということがとても大切だと思います。ですから、自然をうまく利用するということは、自然の作用にそってあまり不自然な影響を与えない、ということとは生活自身にもあまり悪い影響を与えないということで合理であると思います。

もう1つ、お金を動かすことによって、どんどん利益を上げるという傾向が大きくなっていて、非常にお金の力が強いです。何でもお金で解決できるように思っています。ですから、世界的にも水を買うという時代、売るという時代に入ってきます。そこで、生きることを保つためにはお金で買えないということ、買えないものがあるのだということを知っていくということが今は必要でとても大事だと考えています。

ですから、どこまで水を本当に使えるのか、使ってよいのか、或いは我慢できるのかと

いうことを行政も住民もお互いに知っていくということがここでは大切だと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど河川調査官がフルプランについて簡単にご説明頂きました中で、ちょっと理解できないところがあったのでお尋ねします。

淀川水系流域委員会で、節水やライフスタイルの転換について議論した上で、供給管理から需要管理に切りかえるということをご答申しても、国土審議会の水資源開発基本計画の見直しが今行われていて、そちらの方が優先するのだというご説明だったように聞こえたのですが、河川法と水資源開発促進法とどちらが優先するのかちょっと気になったのですが、それがはっきりしないと、ここで議論しても、全く無駄になると思いました。いかがなんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

法律の話ですから、どちらが優先ということはないのですが、水需給に関するものを決定する権限は、淀川流域においては水資源開発審議会側にあるということだと思います。

ただ、河川管理者自体がそもそも水需給を予測するわけではなくて、こういう状況ですよ、こういうことを考えないといけませんよと、川は限界ですよというようなことは、いわゆる自治体の水道事業者とか供給義務を持っている方々が水需要予測をするわけです。供給義務を持っている方が水需要予測をするという構図の中では、水資源開発審議会の方も、末端という言葉はよくないですが、一番のものは同じなのですよ。

その水需要に関する利水者といいますか、利水者の需要の考え方が基盤にあるというところでは全く同じなのですが、水需要予測、需給、フルプラン、水系における水需給そのものを決めるのは水資源開発審議会側だということ。そこは、希望的なことを言いますと、きちっと議論がされていれば同じものが出てくるという話になると思います。

もう1つ言いますと、極端な例ですが、利水単独ダムというものがあった場合において、まさに河川整備計画において、今、治水と利水の多目的ダムですから河川整備計画として関わってくるところがあるわけですが、利水単独ダムということになると、一步下った関わり方しかないとは思いますが。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

その通りなのです。ですからこの委員会で、利水の部分、水需要管理ということをご大きな柱で提言しておりますが、これまでの水資源開発の特にフルプランの関係でいえば、今言われたように、各都道府県、利水する方からの需要予測というのが上がってきて、それを全体にまとめてフルプランをつくると、ざっといえば、そういう形です。それに対しては、国土交通省には法的なチェック権限はないのです。

この委員会でそういう点についての転換を言った場合、例えば河川整備計画の中身として、どういう部分でそういうことに影響を与えるようなものを盛り込めるのかとか、どういう点からそれを影響づけられるのかとかいうことは、一工夫も二工夫もしないことには、



今の法体系の中では、国土交通省の権限事項でないような部分のところを幾ら言ってみても、何もできないというのでは、これは役に立たないわけです。

ですから、やはりそこに何かブリッジをかけないといけないと思うのです。工夫や検討はもちろん必要だと思いますし、もちろん根本的な法体系というか、権限の文書に関する法の体系もおかしいというところも私はあると思いますが、ただそれはもう立法論になってしまいますから、やはり大事なことは、国土交通省が権限である河川整備計画に、今まではチェック権限もなかったところに影響を与えるような形で何が言えるかというところを検討しないことにはいけないなと私も思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

我々としても、法律が2つありますので、それぞれの計画についての整合性をどうにかして図りたいとは思っております。つきまして、今、村井河川調査官から説明させて頂いた内容なのですが、説明ペーパーもなく、不十分だと思っておりますので、次回または次の機会に、フルプランとは一体どんなものかということも含めてご紹介させて頂ければと思います。

例えば、供給量、需要量は書いてありますが、取水地は全く書いてありませんし、それぞれの事業者がどれだけの水を取るかということも全く書いてないわけなので、そういう部分での計画ではあります。河川法上は、例えば水利用ですと、取水地はきちりと、水利権上、許可するわけですから、そういうことが重要になってくるとか、或いはまた湧水調整は河川管理者が関わる場所がありますので、これは水資源開発促進法と違う分野ですので、我々として積極的に関わりたいというところがあります。それからダムにつきましては、基本的に河川管理者は、河川法の特例によって、利水を含めた多目的ダムというのはつくることができるわけです。その時には、当然必要な水量等を決めないといけないということで、全く需要予測とか、供給施設の配置とかに関係しない河川管理者の行為というのはないということがあります。

従って、それぞれの計画の整合性をとるべく努力をしたいわけですが、流域委員会でワーキンググループ等をして頂く中で、水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画の策定の手順と、できれば並行するなり、お互いに影響し合うなりして整合のとれたものをしていきたいという趣旨で、今日はまず紹介させて頂いたということです。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど宮本所長から、理念的なことはある意味では委員会の言っていることも理解できるというお話がありましたが、フルプランの話と絡めて考えますと、総合的な予測方式の具体的な方式について、我々委員会の委員に独自でつくれというのは、私はやはり無理だと思います。データも知識もありません。

それから、先ほど来、フルプランとの兼ね合いについては、初めて委員会で出てきました。そういうことを総合的に勘案しないと、予測方式が、具体的にどのように原案をつくらよいかと云われても、我々としても何とも言えないと思います。

先ほど委員長がおっしゃったように、河川管理者もワーキングの中に入って頂いて、このことについて議論し、お話をさせて頂かないとできないのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私が言いましたのは、例えば総合的な予測方式をこの委員会で作ってくれと言っているわけではありません。それは当然、具体の施策は我々の方で出すのが基本です。但しここで言われている総合的予測方式というのは一体どういうイメージなのかというか、その辺の示唆を頂きたいということです。というのは、我々がイメージできて、ああそうだなと思ったらできるのですが、その辺のイメージがはっきりしていないので、お聞きしたということです。

基本的には、具体的施策をやる時には我々がまず責任を持って原案を出すわけですから、先ほどのワーキングの中にも我々は入らせて頂いて、具体的なシミュレーションなり計算なりは我々がして、データをお出ししたいと思います。

芦田委員長（委員会）

よろしくお願いします。また、それにつきましては後ほど議論で固めていきたいと思えます。

まだ議論は続くわけですがこの辺りで、10分間休憩しましょう。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、3時から再開ということでよろしくお願いいたします。

なお、一般の方々に後ろの方に水をご用意いたしておりますので、ご自由にお飲み下さい。

〔休憩 14:50～15:00〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それではそろそろ審議を再開させて頂きたいと思えます。

芦田委員長よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

それでは再開いたします。先ほどの続きですが、一応水需要のところはこれで打ち切りまして、次は利用、環境辺りについて意見交換したいと思います。

逐条審議というのも1つのきっかけにはなつてよいのですが、もう少し広く議論したいと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。その意味であれば、前回も少し議論させて頂いているのですが、他の部会でも用語として出てきています。(28)川本来の水量と水位・水温の変化の回復を目指すというの

が資料2-1-2で21ページに出てきております。ここでは、川本来の水位、水量ということなのですが、(25)では、アユのための生息、繁殖、環境、水温、水質といったことで、アユ等というものに限定されているとなっています。或いは、(26)の水辺環境の保全、生物保護の観点からもヨシ産業の適切な存続を認めるということで、ヨシ産業というのがここに出てきています。この辺、水量、水位ということの全般的な関連かと思いますが、環境の中の水位、水量を基本とする、生態系まで含んだ話ということかもしれませんが、川本来ということについてどのように考えていけばよいのかということ辺りをお話し頂ければと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

これは確かに私の逐条についての回答案というものを既に提出しているのですが、他のところでは、川や湖の本来の姿とは何かという質問もあります。それから、今ご紹介がありましたように、(28)の設問と(25)(26)辺りは、全部関わって参ります。それに、(29)も高くなった堤防による生態系の云々ということで、実は多少関わりがあります。問題なのは、川の本来の姿とはどういうものかという、そこからスタートしなければならないように思います。

それから、もう1つ、これは琵琶湖部会の中間とりまとめに対する質問がありまして、川や湖の形状、水量、水質、水温、土砂量や、生息環境や移動経路等、生態系への影響のない、或いは、少ない管理のあり方ということなのかなという質問があります。全てこれは関わりがあります。いずれも関わりがありながら、どれをとりましても若干答え方が変わってこざるをえません。ですから、一番の中で共通しているものを取り出しでお話ししてみたいと思います。まず、川や湖の形状、水量、水質、水温、土砂量、そういったものがどう生態系に関わりがあるか、から説き起こしてみたいと思います。もともとこの河川法改正に伴って、生物多様性の保全というものを守っていくということが新しい条件になったわけで、それに応えることが河川法改正に対応することになるわけです。

そうしますと、まず水生生物だけではありませんが、基本になるのは水生生物、特に在来種の魚介類の生存条件です。これはいろいろな要素が複合した条件が必要なのですが、その要素を分けて考えてみたいと思います。そうしますと、従来あまり問題にされてなかった水温に行きあたります。まず、第1は水温であると考えます。それは、犬とか猫、人間等は恒温動物で、体温を一定にする工夫ができます。例えば、脱毛するとか、人間ですと服を着る等ができるのですが、水生生物はそれができません。水生生物は体温調節機能を持ちません。従って、これは動物学者の人たちは変温動物という言い方をしますが、水温の影響を直接受けるために、やむなく適水温域を求めて絶えず泳いでなくてはならないという宿命を持っているわけです。

水温は、川とか湖の水量の影響を受けます。これは熱容量を考えたらよいわけです。それから流速があります。これは水の熱伝播、或いは熱の拡散要因として流速というのは効いてくるわけですが、それによって変化が与えられるということです。その川の中を流下する流砂というと、この前、あまり適当な表現ではないとおっしゃったのですが、細かい

砂が流れる、或いは礫があると、流速の持つ熱伝播、或いは熱の拡散をします。そして、蓄熱や放熱で水温を変化させるはずで。

また、川の形状といううちに、水温調節には浅瀬や水際の植生というものも欠かせません。河川、湖の表面蒸発とか、水際の植生による熱の放散というものも水温上昇を抑制できますし、川の浅瀬の広がりというものも水面表面積を広げて、夏の暑い時は熱の放散を促しますし、逆に冬は太陽熱の吸収を助けるわけで、川、湖の浅瀬とか、水際の植生は、水生生物にとって欠かせないということなのです。

魚介類のみではなく、殆どの水生生物は、大体厳寒期で2 から4 が限界で、0 になりますと凍ってしまいますから動けません。灼熱の真夏であっても、仮に気温が40 とか45 を超えましても、水温というものは大体20 から25 前後でないと、水生生物の生育繁殖はできないと考えられます。その中で魚介類というものはえさ生物をとらなくてはなりませんから、えさ生物も生きてくれないと、魚たちは生きていけないのです。ですから、温度幅でいいますと2 から25 前後までの適水温帯でないと、生活できないし繁殖できないということです。

ですから、適水温帯が得られない場合には水底深く潜り込んだり、或いは川上へ、どんどんどんどん冷たいところへ上がっていくとか、或いは逆に、川を下っていくとか、或いは回遊したり、場合によっては、駄目だと思った時には、その前に卵を産卵して種の保存だけ考える、そういうことをやっているわけです。

特に魚の場合は、表層水域だけを生育場所にしているような魚であるアユはあまり深く潜れません。こういう表層水域を生育するような魚類というのは、そうした適水温帯というものは非常に厳しく求めざるを得ないことになるわけです。雨期とか乾期の、或いは冬とか夏の繰り返しの自然周期に適した生物の水温適応の生存再生のサイクルというものは、川とか湖の生物においても、何万年単位 of 自然史の中でやっと馴れ親しんで形成されてきた生存適応生態と考えてよいわけで、人間が数年ないし数十年の間に河川湖沼生物の生存適応習性を乱すということは、彼ら水生生物の生存を危うくすることにもなるわけなのです。

川の形状の中で浅瀬、急流も必要なのですが、浅瀬だけでなくで淵ですね、水のたまる場所や水たまりというようなものの存在とか、川の蛇行している、蛇状に形がつくられている蛇行形状そのものも、水生生物の川を上がっていくとか、或いは川を下っていく時に際して、休息したり、或いは退避したりする行動を伴わなくてはなりませんので、それを保障する場所として必ず欠かせない場所です。直行直線型の河川というものは、瀬や淵の形成をなくしてしまいます。なくしやすいといってもよいかもしれません。水生生物だけではなくて、鳥や獣類の水辺での行動にも安全な場所を保障し得なくなってしまうのです。ですから、この蛇行形状というものも非常に有効であるといえます。

水生生物の生存を脅かす第2の条件は、私は水質だと思います。生物では、これまで馴れ親しんで形成してきた、適応性のある自然な河川水以外の有害物質、例えば農薬の混入、或いは工場廃水の混入があると、刺激、或いは危害が加えられる機会が増えまして、局所的には無酸素冷水を放出するようなダムも今残っているわけなのです。そうい

うことが特にアユには厳しく影響するわけで、春から夏にかけてと、それから夏から秋にかけての自然サイクルの中では、年2度雨が大変多く降ります。そういう時に起こる洪水というものも、川での生物の生存、再生の継続にとっては不都合な老廃物とか異物、残っている死骸とか、そういうものを全部流下して除去してくれる、いわば河川の大清掃してくれるわけで、それも実は有効な自然の摂理であると思っております。

従って、今後の川を考えますと、人間からいえば洪水が起きないことを願うのですが、生物にとっては、人間にとって困る大洪水も、実はこの自然の摂理の中で生きていく上で欠かせない条件になっていると考えています。川を清掃してくれる、具合が悪いものを全部流してくれるということも今後考えて頂きたいなと思うわけです。

そういう水位操作、あとこれも問題になると思いますが、人間にとっての都合であるかも知れないですが、自然の摂理に反するという一面を持っている工事や人間側の行為はやはり注意して頂きたいということをお願いしておきたいと思っております。

芦田委員長（委員会）

たくさんおっしゃって頂きたいのですが、川本来の姿として考える要素としては、水温とか、水質とか、それから河川の形状、それから流砂の河床、底質の状態、それから水位の変動とかいろいろありますが、そういうものが変化してきたことによって、まずくなっている環境というのがあるということです。

ちょっとお聞きしますが、水温の変化は最近もずっとあらわれているのでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私、そういう物性的なものが専門ではありませんので、データとしては他から提供されてはいますが、私の望むような形の連続したデータというのはなかなか得られないのです。水産試験場等でも定点観測による経年変化など部分的にはお手持ちのようですが、これまであまり関心が払われてないものですから、いざ必要な時には定点以外の望むデータはありません。つまり、川というのは流れる場所によって全部水温が変わります。それから、淵ではかるか、瀬ではかるか、深さの違うところではかるかによって違いますので、そういう詳しいデータはないようです。

芦田委員長（委員会）

水温に関するデータは、国土交通省で持っておられませんでしょうか。まずいかどうか、どうなっているかが、現状をまず把握する必要がありますね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

水温のデータはあります。

芦田委員長（委員会）

水温の変化を調べてみる必要があると思います。水温は非常に重要な要素であるということ、それから水位変動ですね。ダム操作によっても、琵琶湖の水位の操作によっても、かなり水位変動の様子は変わってきているわけです。

それから、水質も変わってきているといえるでしょう。河川形状は指摘された通りですし、川本来の姿というのは人間があまり手を加えない状態ということで、相当昔から手を加えてきているから、本来の姿を取り戻すのは非常に難しいのですが、非常に手を加えたというのはごく数十年の間だと思うので、その前の姿というのは、ある程度本来の姿と考えてもよいのではないかと私は思っているのですが、川那部委員はどうですか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

違う言い方で答えたいと思います。(25)の文章は確かにあまり上手ではないです。変えるべきだと思います。

それから、質問に対する答えだけ言いますと、アユ等のためだけの生息・繁殖を保全する条件を確保するという事等ではありません。これは、あくまでも例ですし、何故アユが例になったかというのは、またこれは議論があります。

ここで非常に大事な問題は、どのような条件を確保すればよいのかという聞き方が私は間違っているのではないかと思います。

極端に言うと、従来、フロンガスなどの場合は、常に、この条件さえあれば何とかなる、それ以外のものはどうでもよいという立場に立ってきたために、それ以外のものを何も考えなかったから増えてきたのです。

我々にはわからないことがたくさんあるわけですから、これだけやったらよいというのではなく、どんなことがあってもこれだけはやってはいけませんということだけが言えるのが実は限界だったのです。ですから、それ以外については、やはり自然に学ぶしかないでしょうし、何か試みるという方法しかないだろうと思います。

そういう意味では、条件をどう確保すればよいという考え方ではなくて、是非、これはどうしても駄目ということについては十分にお考え頂いた上で、あとは、わからないことがたくさんあることを原則にして頂くことが絶対に必要なのではないかと思います。困難な言い方ですが、ほかに言いようがないですね。

そういう意味でいうと、例えば倉田委員の話で言えば、イワナでもアマゴでも住んでいます。上からやってくるえさを食べたい時には、たくさんえさのあるところへ来ます。すごい勢いで水が流れるところです。そんな流れの速いところにいれば、呼吸などのアクティビティーがかなり増えますから、そんなことする魚はいないわけです。

どうするかというと、いつもは流れの緩いところにおいて、えさが来た途端にぱっと飛び込みます。ですから、流れの速いところと遅いところが近くに存在しなければなりません。それは必ず確保して下さいと、そういう言い方はできるのですが、それ以上何はどうだというのはなかなか言えないのです。これは、人間の住み方でも私は完全にそうだと思います。一応そう考えて頂いた上で、いろいろなことを考えるのがよいと思います。

生物多様性の保全とは矛盾しないかどうかは、アユだけのためだと考えたら、明白に矛盾します。しかし、中間とりまとめで言っているのはそうではなくて、例えばそれこそ洞爺湖にアユを入れたら困るわけで、アユを全部ほうり出せと言わなければいけないかも知れないわけなのです。つまり、琵琶湖の中でアユが生きていけるような状態であれば、他の生物もやっていけるわけです。何故ならば、それは一緒に生きて、同じ歴史を持ってきたからであるという意味でここに書いてあるわけで、書き方はまずかったと思います。おわびをして、訂正しないとイケないと思います。これは専門家として事実です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今、川那部委員、ひどく遠慮なさりましたが、アユという例を出してあるところからアユ等を抜かしてもらおうと困ります。これは農林水産省では、川で河川漁業というのをちゃんと権利として認めておりまして、放流義務というものを条件にしてアユの漁業を認めるわけなのです。アユに代表されるように、これは特に日本の典型的な河川漁業として、農林水産省が食料生産の対象魚種として挙げてきたわけですから、中身はアユ、ヤマメ、イワナ、アマゴ、ウナギまで入っているはずなのです。他にもハエだとかコイだとかオイカワだとかいろいろ入っているわけですが、アユ等を代表させて農林水産省ではこういう表現をするので、あえて使われたのだと理解していたのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

(28) についてちょっと確認したいのですが、川本来の水量と水位の変化の回復についてですが、ここに書いてありますように、もし川本来の水量ということが、全く施設によって流量調節をしない、或いは水位調節をしないということを理解すれば、川から安定的に水をとることは、不可能といえますか極めて不安定な取水になるわけです。

逆に生物や生態系の視点からいえば、そういう人為的な操作をしない方がよいというのは正しいと思います。ですから、どこでバランスを考えなければいけないかということだと思います。そうすると、今、川那部委員がおっしゃったように、これだけは絶対に確保といえますかやっちはいけないということがあって初めて、そこはとにかく守ろうということになると思います。その以外のところで若干、人間としても水をとらせてもらおうではないかという話になると思います。先ほどの水需要管理に戻る話になってしまうのですが、してはいけないことを皆で共有しないことには、先へ進まないと思います。ご意見をお伺いしたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

意味を厳しくとられたようですが、ここの設問に対しては、私は必ずしもそうではありませんと言えらると思います。川には人間も関わりがあるわけです。利水のためにダムや堰堤を設けても、これは生物の多様性を保持していくということと両立させる工夫をすれば、私は可能だと思っているのです。

ですから、この前の委員会の時でしたか、今後のダムというものは今までのダムと違い

ますねということで宮本所長に確認をさせて頂きました。これは水生生物の上下移動を可能にするような工作物、魚道だとか、もう少し工夫しないといけないと思いますが、そういうものを考えるということです。それから土砂については、遮断するのではなく、流砂もある程度考えて頂けるということです。もう1つは、川の水際の植生も考えていくと、セメントで全部囲わず或いは瀬やふちを交互に配置していく、そういったことをやって頂けるなら、従来の、ダムがない時の川の状況に近い状況をつくれると思っております。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それは当然配慮していけばよいと思いますが、根本的な問題は流量の調節がどこまで許されるのかということなのです。それが河川の生態といいますか川本来の流量の変動、或いは水位の変動というものを、ここまで以上は困るよというのがあって初めて、そこから逆に言ったら水資源開発のキャパシティーも関わってくるわけです。ですから、そこについてのご意見をお伺いしたいということなのです。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

具体的な話は、今日はできないと思います。目指すというのは、そこでなければならぬという意味ではないのですからおっしゃる通りです。やはりそういうものを基準にしながらどのように、どこまで許せるかという問題は大きいわけです。

しかも、その時には、何々という話ではなくて、ある時には減ったり増えたりするような動きに関する議論が大事で、同じ量でも運用を逆さまにしたら意味がないという議論もあるわけです。

ですから、今までのように人間が必要なところだけに基準を置きながらやるのではなくて、一遍、本来の姿へ基準を戻しながら、我々はどこまで使えるのかというのは、個々のところについて具体的な議論としてあるはずです。そうでなかったら、例えば琵琶湖を一切動かしてはいけませんというようなことは、生物そのものにとっても、人間にとっても、こういうことを言うとしかられるかも知れませんが、現段階ではあってはならないことで、むしろある程度まで利用しながら動かしていくということを、当然に考えるべきものだと思っています。

それは、本当に水位操作をどう考えるかということに対して、具体的に、どの季節がどうあるべきであり、或いは同じ季節であっても冬との間にどのように増えてきたり減ってきたりした時には、またそこにこういう考え方を変えていくかとかいうようなことが極めて具体的に議論をされ、本当にそれでやっていけるのかどうかということがまた議論されるということだと思います。具体的なことは、また話したいと思います。

芦田委員長（委員会）

具体的なことにつきましてはワーキングで検討して頂きたいと思います。特に、今の瀬田川の洗堰、前は南郷洗堰と言っていたところです。南郷の洗堰を設置するまでの、データがあるはずですが、琵琶湖水位がどういう変動をしていたかというデータです。



川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

あえて、強く受け取られるかも知れないですが申しますと、従来は人間が短い時間で利用するというを中心に考え、それに関係のない程度に環境でも考えてもよろしいという考え方からは、完全に転換する必要があると思います。

最初の基準になるものは何かということをも完全に下ささいということ強く言っているのです。そこのところは、そうでないと人間の将来にとって困ると思います。具体的にどうするかについては、おのおのの生物の事などを十分に考えながら、いろいろなやり方があるだろうと思います。生物そのものの個々の問題ではなくて、例えば中村委員が前からおっしゃっている、琵琶湖の深いところの問題はどのようになるかという予測等もきっと出てくる問題だと思います。

芦田委員長（委員会）

ですから、治水、利水、環境、3つとも考えようということで理解してよいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

問いとしては(29)と(30)の各論の話になってしまうかも知れないのですが、(29)については、「高くなった堤防は川と流域との横断方向の連続性を阻害し」というのがあります。この辺は、例えば堤防をなくすとか、或いは全てスーパー堤防にするというような形ですと連続性が保たれるのですが、こういうことが頭におありなのかということです。(30)ですが、これは非常に素朴なというか、ちょっと知識の不足だけの話かもしれませんが、外来種というのは何でしょうかということです。それと、外来種について、どのような検討をするのかということです。いわば今の、本来の川にすればよいという話になるのか、外来種対策についても検討をするという意味合いと2点、細かい話になって恐縮なのですが、お教え頂ければと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

外来種と一言で言うのはまずいのです。確かに外来種は増えていますが、よい外来種もあるのです。明治時期に入ってきたニジマスは外来種なのですが、これは人間がコントロールしているわけです。養殖をしています。一概に外来種が全て悪いというわけではありませんし、外来種という場合、川の中の場合は魚ですが、植物にも外来種はあるわけです。

要するに、外来種の問題は、わからない、在来の生態系を破壊させかねない未知の影響というのが基本的に一番大きな脅威なのです。その未知の中には、遺伝的な汚染があります。これは魚でいえばバラタナゴの種類にタイリクバラタナゴの遺伝汚染があったということが例としてよく使われます。

それから、病原菌を持ち込んでくる例があります。これは、現実にも今、冷水病というのが盛んに言われていますからご存じだと思いますが、これも持ち込まれてきたものなのです。いわゆるブラックバスが持ち込んできたものなのですが、こういう今までないような病原菌が持ち込まれてくるということがあります。それ以外にまだあるかもしれません。

まだわからないのですが、そういうものが一番恐ろしいわけですね。これはまだ人間に広がっていませんからよいですよ。他に人間に広がるような病原菌を持ち込まれたら大変なことになるわけなので、そういう未知の影響というものが外来種で一番恐れなければならない点なのですね。

生物多様性を脅かすこの外来種の繁殖というのは、どうしても抑えるか、駆除する必要があるということなので、水産庁でははっきりとブラックバス駆除、ブルーギルも駆除するという方針を今年打ち出しました。

ただ、これは在来種よりも厳しい環境できたえられて非常に警戒心が強く、生態がもう一つわかってないのです。ですから、駆除方法がなかなか見つかりません。先ほど私、申し上げましたようにブラックバスもブルーギルも、アユほどの行動力を持たないのです。もともと2つともスズキ科の魚ですから、ゆっくりしていますが、瞬発力はあるのです。ですから、そばへ来た魚は食らいついて食べます。非常に獰猛ですから、大きなコイも一発でやられてしまいます。しかし、遊泳力が弱いものですから、ちょっと大雨が降りますと流されてしまうのです。ましてや大洪水が来たら、全部海に流されてしまいます。

ですから、先ほど申しましたように、大洪水があるというのは重要なことです。全部流れてしまって、もう一遍一からやり直せるわけです。それから、もう一つ、国際的に見れば日本の川には急流が多いのです。ですから、そういう意味では、外来種は日本の環境にはちょっとなじみにくい魚だったのかもしれない。ただ、今、どの川でも流れが急なところはなくなって、子供が遊ぶには楽なように緩くなって、深いところが増えているわけですね。そうしますと、外来種が住みやすい環境が、増えつつあるのは確かです。

それともう一つ言っておきますと、水温が10度以下になりますと、ブルーギルやブラックバスの食害というものは極端に落ちるのです。今の状況は私の体験から言いますと、どの季節についても川の水温は高くなりつつあります。これは地球温暖化の影響だとは思いますが、そのことも実はブラックバスやブルーギルが住みやすい川に変わりつつあります。現況では、日本のどこの河川でも、アユ漁業ができない状態になりつつあり、漁業者の中にもブラックバスを相手に釣り人を集めようという動きまで出てきており困ったものです。水産庁はあえてブルーギル、ブラックバスをどうして駆逐するか、各漁業者が考えなさいという指示を出している状態です。

#### 川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

10年前にブラックバス、ブルーギルをどうするかについて検討されていたにもかかわらず、今年になってようやく対策を講じられているというのは初めて知ったのですが、いまだに、ブラックバス、ブルーギルは漁業権魚種になっているわけです。10年前にこういう外来種は入れてはいけないということについて議論したにもかかわらず、まだ解決されていないのです。

この問題にははっきりとした解決策はありません。これら外来種を放流しないということしかありません。ですから、ブラックバス、ブルーギルを放流することに対して重い罰を設ける、あまり好きではありませんが、それ以外には手がないと思っています。絶滅さ

せるのは大変困難ですが、問題解決に向けて多大な努力はしなければならないと思います。本来は農林水産省と環境省がやるべきだと思いますが、助長するようなことはせめてやらないで欲しいというのが、「河川管理者」に対するお願いです。外来種は当然ながら、外国のものではありません。国というのは、これは勝手に人間が決めているわけですから、全く政治的な国ではなく、地理的な国です。つまり、歴史地理的な場所ということになりますから、そのことは国内のものであっても、当然にないというのは、はっきりとご理解頂きたいと思います。

ついでに1つ言うと、ブラックバスはオオクチバスというのですが、そのすぐ隣のコクチバス種が入っています。寒いところも平気ですし、川でも入りますから、大変なことだと思います。そういう状態が現実存在しています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）  
先ほどお伺いした（29）の堤防の話です。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

生態系の不連続が起こっていることは明白です。但し、その生態系不連続は常にどのような堤防においても許されないかどうかというのは、これはまた全く別の問題です。

例えば、人間がいなくても当然に自然堤防がたくさんでき上がってきていることは大きな問題です。それできちんと成り立っているものもあります。つまり、堤防というよりは、むしろ本来水辺（すいへん）か岸边というのがありました。陸と水との間の、つまり、辺という、範囲がはっきりわからないというのが基本的な姿でした。自然堤防等というものがある程度でき、ある時にはそれがまたなくなりという状態は、やはりそういうものであったということは確かだと思います。ですから、堤防は必ずあってはいけないというのでは全くなく、むしろ、辺になるような状態がある程度までつくられるということが、少なくとも、水から陸へというような関係のところでは、大変重要なことであるというのが原則だと思います。

もちろん、個々の動植物の問題についてはいろいろ方法があるでしょうが、基本的な姿はやはり水と陸との間は際ではなくて、辺というのが本来なので、そこへたん戻った上で、常にどこでもそうでなければならないというわけではありませんが、いろいろなあり方があると思います。そこが基本であると十分に考えた上で、どうするかを考えることが大事だと思います。取り敢えずそんなことでよろしいでしょうか。また、多自然型河川というやり方はけしからんと言ってきた人間ですから、いろいろな湖も川も議論することは可能だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）  
次、よろしいですか。

（31）ですが、優先順位の確定というのがあります。優先順位の確定をどう考えればよいかということ、概念といいますか、基本的な考えがあればご指摘頂ければと思いま

す。枠の中にも優先順位の考え方、被害額とか、費用対効果、或いは被害が比較的小さくても、地元の合意が速やかに得られた場所を優先するとか、或いはハードやソフトの話の優先順位もありますが、この辺の全般的に総合的にマスに判断していくということではあるかとは思いますが、基本的な考え方、方向性をご指摘頂ければと思って質問させて頂きました。

芦田委員長（委員会）

ひとつ抜けていると思いますが、危険度が非常に高いものがありますね。それを入れて頂かないといけません。こちらで入れるべきということかもしれませんが、危険度が高いもの、その中で被害額が大きいというそういう危険度がどのくらいあるのかということや、ずっと流域全体を通して見てチェックしていくということです。その中で、堤防が破堤した場合、或いは、決壊した場合、どういう影響があるかもずっと調べていくということになると思います。中間とりまとめはそう書いていませんでしたか。

優先順位を総合的に判断するという中に、そういうのを含めて考えていたのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。危険度がどれくらいとか、いわば全体のバランスというのと、一言で片づけすぎなのかも知れないのですが。

芦田委員長（委員会）

非常に危ないところというのと、大体わかるのではないのですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。その辺も含めて総合的に考えていくということですね。

芦田委員長（委員会）

要するに住民の生命財産をいかに守るかということからきていますから。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

はい。またこの辺、まさに具体的な河川整備計画なり何なりの時に、優先順位の考え方が出てきますので、議論させて頂けたらと思います。次、よろしいでしょうか。

芦田委員長（委員会）

それから、その次、計画の進め方について（32）とか（33）、（34）でいろいろ意見が出ていますね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

（32）関係機関等との連携、（33）計画アセスメントの実施という辺りが、流域委員会を

通して私どもいろいろな取り組みをさせて頂いているわけです。特に(33)計画策定に関する情報の包括的提示という意味では、この流域委員会でやっているつもりでもあります。一方、最初の住民意見の反映、或いは関係機関等々との連携という意味では、どのような方法をお考えなのか、いろいろな意見を踏まえて、この流域委員会にご紹介して、合意形成をはかっていくということなのかと私の方は認識しているのですが、その辺の具体的なイメージというか、そういうことではないという話があれば、ちょっとお教え頂ければと思います。

それと、意味合的にちょっとわからないのが、(34)「不確実性を前提とした管理」ということです。どれくらいの確率で起こるかわからないことに対する河川整備計画というのをずっと見直さない話のものでもないわけですし、その中で、計画段階での不確実性というのは、どういう形で取り組むのかをちょっとお教え頂ければと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

先ほど川那部委員が言われたように、例えば、生態であっても、或いは川がこうなったらどうなるのだということはある意味でわかりません。それから、サイエンスでは数少ないある条件を決めて、仮定を立ててやってきましたから、例えば雨の降り方、時間、場所、波の状況等によって、どのくらい本当にどこに圧力を与え、或いはどこで局所的に洪水になるのかというのはなかなか難しいと思います。

それともう一つは、これまで確率を考えて計画を行ってきましたが、流域委員会のはじめに、宮本所長もお話しされたように、要するに過去何十年間のある実態、実績の確かなことを基にして考えやってみましょうよというやり方は確かであると思います。

もう一つは、今までやってきた方法というのは、確率性で200年とか言いながら、堤内、堤外を含めて不連続にしてきたという不合理さを考えればということで、要するに物の考え方には、現象には、論理と合わないところがたくさんあるのですから、実態に近いもので物事をやりましょうよということは、とてもいい方法だと思っています。話を戻しますが、例えば、温度や流速も、全部時間とともにある一体である分布なのですよ。で、測定なんてある意味では1カ所とか数カ所で測っても、それは実態ではないのです。厳密には同じことは起こらないということもあります。

そういう河川工学をやる方たち、或いは河川技術者の人たちは、その実態を知っていて欲しいのです。本当は逆転して欲しいのです。どのくらいこういうことをやれば自然に近い川に対して、どういう影響を与えるのだと。むしろ、今のようにダムをつくったら反対ですという方に対して、いや、これは大丈夫ですと言うのではなくて、こういう人工的なものを入れたら河川はこのように変化しますよ、それでよいのですか、どうですかというような状況になってもらいたいと思います。もう一度繰り返しますが、分布にしる、水質にしる、全部一体であって、必ず時間的に変動します。それから、同じような状況は生まれられないということを知りながら河川工学をやって頂きたいということです。そんなにきっちりとわかっているものではないということの不確定、不確実さがあります。

芦田委員長（委員会）

はい、ありがとうございました。その他ありますか。

住民意見の反映は難しいですね。いろいろな人によって、立場が違ふと。言うことも違ふし、どれを最終的に決定するかは、その方式をどうするかということですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

いや、この辺は何かお考えがあればということでお伺いさせて頂いておりました、先ほどの不確実性の話であれば、維持管理の項にあるのですが、維持管理の項にあるのはどうしてかなというところはあります。

塚本委員（委員会・淀川部会）

どうあるべきかというのは言えないのですが、住民側の状況にある程度、活動を通して知っていくことがありまして、例えば、生活が便利などところにお住まいの人の意見は、言葉自身が実態の認識に近づいてないというわすべりということが多いのです。不都合を何かで知って、ある意味、批評家のように文句を言って終わるといったケースの事です。その一方では本気でこれは窮屈だと悲鳴を上げそうになっているところです。ここに対して行政はやはり、やりにくいところに出かけて行き、関わっていつてもらいたいと思います。これからの行政の一番大事な姿勢ではないかと思います。

広く意見を聞いても、ある意味では数ではないと思います。一体、お互いいかに現実に対して相矛盾することも含めて、今の状況で実態を共有できるのか、それはどうしたらよいかと考え少しでも解決していく互いの熱意、これが中心にあって欲しいという意味で1つだけポイントとしてお伝えしたいです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

住民意見の反映につきましては、この流域委員会でも、いろいろな聴取方法を探りながらやっているという意味では、今後においてもそういった試みを積み上げていく必要を感じております。関係機関との連携ですが、これは、2つあるのかなと私は思っています。1つはやはり国の関係省庁ですし、もう1つは自治体ではないかと思えます。

これから河川整備計画の原案をこの年末に向けてつくっていくわけですが、当然、住民意見の聴取は原案の作成前に来るだろうと思えます。これもまず、自治体、或いは関係省庁に原案を示して、意見を聴き話し合いの場を持つていくことが必要だと思えます。

それで、どんな規模でやるかということがありますが、やはり会議を開くのに必要な構成メンバーというのは当然役所によって変わってくると思えますので、その辺は適宜決めていけばよいと思えます。

それから、その後の相反する意見も想定されるということで、これはこの委員会でもいろいろ議論してきたところなのですが、最終的には主体的には国土交通省が責任を持って決断されるということになるだろうと思えますので、そういう形で進めるのが好ましいのではないかと考えております。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

今の寺川委員の意見と同じことだろうと思いますが、河川管理者にとっては、流域委員会がこの点に関してどういうプロセスを築き上げるつもりなのかということは非常に大きな関心事だと思います。

例えばどういう操作だとか、管理の仕方を決めても、現状から変わるわけですから、これまでの約束事と違った結論になり、そのために不利をこうむる、或いは害をこうむる方が一方でいらっしゃるわけです。そういう方々が納得しないとか、対立するということは多分、いろいろな局面で出てくると思われます。

その時に、仮にこの流域委員会が次のステップで、これはワーキング辺りで議論されるのだと思いますが、何か引き続き1つの役割を担うとするならば、例えば対立する意見を調停する役割とか、機能ということを具体的に考えていくかということもあろうかと思えますね。

或いは、もっと一般的に言えば、ここで挙がってきたいろいろな要求とかニーズ等を河川管理者が実現しようとした時に、広く市民に及ぼされる影響に対してやはり一定の責任を遂行していかなければならないという使命というか運命をもってしまうことになるかも知れません。それをこれからのワーキング辺りの中で、具体的に出さないといけないと思えます。その時に、河川管理者と流域委員会との間での共通理解は必要だろうと思えます。

1つは多分、例えば新しい環境という制約条件が出てきた時、治水・利水に新たに制約が加わるわけですから、社会全体に新しい制約が広く分配されるというか、広く痛みを社会で受け止めるということが大原則にしなければ、成り立たないということがあるかも知れません。そうすると、そういうことをこの流域委員会と、それから新しい河川事業の中で議論し、それが社会に関わってくるということは、早い段階から広く理解しておかなければいけないわけです。

例えば具体的に言うと、水位を生態系に配慮するためにいろいろな別の操作の仕方をしたことによって、利水量が削減されるというようなことがあれば、事業者とか生活者が迷惑をこうむるとかということは当然出てくるかもしれないですね。それに関しては、やはりその影響を受ける地域だけではなく、これは流域全体の問題としてどのように仕組みを機能させていくかということなのだとすることを共通の理解にしなければいけないのではないということが1つあります。

もう1つは、先ほどの水需要管理とか、そういう、いまだ十分に社会的な経験を積み重ねてきていないものに関しては、一定の試行錯誤の期間が存在するということだと思えますね。河川事業の新しい取り組みの中に、やはりそういう方法だとか、或いは活動だとか事業だとかということのあるべき姿を模索しつつ進めていくという部分がこの新しい事業の中に出てくるのではないかなという気がしています。そういうことを前提としたワーキングの議論にしなければ、情報が不十分なまま、1つのことを決めてしまうということができないということは、先ほどの議論からあるわけです。そういう試行錯誤だとか、経験を積み重ねて改善していくというようなことが、このプロセスにあるのだということがや

はり広く周知されるというか、そういう努力を流域委員会もしていかなければいけないと思います。

そういうタイプのプロセスというものが、やはりこの流域委員会のあり方そのもの、或いは今後の継承のあり方そのものにかかってくるのではないかというのが、委員全体の共通の認識かどうか知りませんが、少なくとも私はそう思っていますので、若干議論があってもよいと思います。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございます。

この答申案が出た段階で、決定は河川管理者がやるわけですが、そのベースになるのは我々流域委員会がつくった答申ですので、社会的責任が非常に重く、ある程度説明をしていく義務はあると思いますが、おのずから限界はもちろんあると思います。それについてはまた、どういう格好でどういうものができるかということにもよりますが、まだ時間もありますし、おいおい検討していく必要はあると思いますね。

しかしながら、社会的責任が重いことは自覚しておく必要があると思っております。

川上委員（委員会・淀川部会）

(34)の「不確実性を前提とした管理の手法」についてですが、以前、委員会か淀川部会で、淀川の本川の堤防、枚方地区か門真地区かわかりませんが、その堤防が切れた時に、10分後、30分後、1時間後に大阪市内がどのような水害を受けるかということ、ビデオでおつくりになったものを見せて頂いた記憶があります。

これまでの水害防御、水害対策が、目標とする洪水流量に対して、これを無害にするということに対応してこられたわけですが、その結果、堤防が高くなったということがあろうかと思えます。しかし、この水害を完全に防ぐとか、或いは、どの程度の雨が降って、そしてどの程度の水害が起こるかということ、完全に予測することは不可能なことから、今回の淀川水系流域委員会での検討は、水害を完全に防ぐということを放棄するか、あきらめるということではないですが、それを認めざるを得ないので、その上で、ハード対策・ソフト対策をやっていきたいと思います。

1つの方法として、例えば、淀川本川のどこかの堤防が切れやすいとか、或いは脆弱な堤防であることがわかっている場合に、堤防が切れた時、洪水を受け止める、2番手、3番手で受ける手段といたしますか、或いはハード的なものをつくるか、或いは既に整備されたインフラを利用して、2番手、3番手の防ぐ方法を考えるということがあります。それをやるためには、あらかじめ、そういうものが都市のどこにどのようにあるかを調査して、また、いざという時に、どのようにそれを対処するかというソフト的なものも必要になってくるわけです。

そのことは、淀川部会の治水・防災のところに、今本委員のご提案で、洪水が氾濫した場合の被害を軽減するために、或いは遅らせるために、路盤が高い道路や鉄道を活用する等多面的な備えを日頃から検討しておく、或いは整備しておく、そういうことが提案され



ているわけですが、そういうことが、不確実性を前提とした管理の手法の1つの具体的な事例であろうかと思えます。

芦田委員長(委員会)

それでは、意見交換はこの程度にしまして、今後のスケジュールについて。3番目、今後の活動について、資料3ですが、庶務の方から説明願います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料3-1 「シンポジウム開催概要」

資料3-2 「今後の活動について」

資料3-3 「5月～12月までの会議日程について」  
 について概略説明あり。(内容省略)

芦田委員長(委員会)

只今、特に淀川水系流域シンポジウムについてご説明頂きまして、現在200名くらいの申し込みがあるということですが、できるだけ多くの人に来て頂きたいと思っておりますので、皆さま、これからいろいろとお誘い合わせ頂きたいと思っております。まあ500人くらい集まって頂くと非常にありがたいと期待しているわけです。皆さまにご苦勞をかけますけど、よろしく願いいたします。

それから、ワーキンググループの設立ですが、先ほど言いましたように、水需要管理を具体的に考えるワーキンググループ、それからもう1つは、環境に配慮した水位管理のあり方を考えるワーキンググループを考えています。この2つのワーキングに関しましては運営会議の皆さまのご意見をお伺いしながら、今お手元に配っていると思っておりますが、私の方からワーキンググループのメンバーについて提案させて頂きたいと思っております。

ワーキンググループは、実際には作業は非常に機動的というか、集中的になりますので、あまり人数が多くなってもまずいということで、6人程度にしております。一応、そのメンバーとして、水需要管理ワーキンググループにつきましては、今本委員、荻野委員、川上委員、寺田委員、寺川委員、それから小尻さん、6名をお願いしたいと思っております。池淵委員に入って頂きたいところなのですが非常に忙しいということで、池淵委員に近いところにおられる京都大学防災研究所の小尻教授は、水需要管理の専門家ですので、是非ひとつお願いしたいと思っております。グループリーダーとしては今本委員をお願いしたいと思っております。

それから、水位管理ワーキンググループですが、榎屋委員、江頭委員、田中委員、谷田委員、西野委員、村上委員をお願いしたいと思っております。これは川那部委員にも是非お願いしたいところですが、忙しいということでして、時々出てきて頂いてアドバイスして頂くとありがたいと思っております。リーダーは榎屋委員をお願いしたいと、こういうことで提案させて頂きたいのです。断られると非常に困るので、非常にご苦勞をかけますが、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、特に専門的知識というか、非常に詳しいことで、この点についてお聞きたいこともおありだと思ひますが、そういう時には随時お呼びして頂いて、聞いて頂くということにして頂いたらよいと思ひておひります。

この水需要管理ワーキンググループと水位管理ワーキンググループによりまして、先ほどから河川管理者との意見交換をしている中で、重要なテーマを具体化するという作業をやって頂きたいと思ひます。これについては実際の作業をやるということで、データのシミュレーション等いろいろあると思ひます。それがこのワーキンググループだけではできないと思ひますので、先ほど言ひましたように、河川管理者の方にひとつ積極的に入っ頂いて協力をお願ひしたいと思ひます。

部会の委員と、それから個人につきましては、後ほど、ご本人にご承諾を得た上で確定ということ、まだ何も話ししておひりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

このワーキングが実際に発足するにあたって、淀川流域委員会の規約を改定する必要があるのではないですか。

芦田委員長（委員会）

改正した方がよいですね。

規約改定につきましては、今日も事前の打ち合わせでちょっと検討してはいたのですが、今の規約にはこういうことが具体的にありませんので、ワーキンググループを設置することを規約に入れたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

実際は、発足は次回の委員会までに、もうすぐ今日からでも発足ということ、今本委員、榎屋委員、大変ご迷惑をおかけすると思ひますが、ひとつよろしくお願ひします。

何かありますか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

宮本所長からのご質問の（28）の項目が、まさにワーキンググループに特に直結する課題だと思ひます。

私は横から聞いていても、やはり流域委員会としては明確な答えが、しかも出さなければいけない重要なポイントは出てなかったような気がするのです。自然な川そのものを目標にすることは、もう無理なことはわかっているわけで、どの辺に目標設定を置くかということは、今日の答えでは、管理者としてはちょっと納得できないのだらうと思ひます。

川本来の姿については、かなり大事な宿題だと思ひますので、委員会の方でもこの文言の修正、大幅な修正も含めてお考え頂ければありがたいと思ひます。それはワーキングの活動にも関係してくると思ひます。

芦田委員長(委員会)

そうですね。それで、ワーキングの方も適宜、この委員会に報告して頂いて、また議論するという事にさせて頂きたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

この流域委員会で時々感じますのは、委員とはいえ、いってみれば素人の集まりです。それに比べて、河川管理者側はプロであるにもかかわらず、例えば、自分でもわからないようなことを、これはどうですかと聞いて聞くようなところがあります。では、あなた方はどう考えてやってきたのかと聞きたいくらいのところもあります。

私は、水需要については全くの素人ですが、私なりに努力して議論の段階から是非、河川管理者側からの協力を得て批判に耐えられる結論を導きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

芦田委員長(委員会)

よろしくをお願いします。榎屋委員、決意表明をお願いします。

榎屋委員(委員会・淀川部会)

決意表明と言われると非常に困りますが、私ももう川に関しては全くの素人で、1年前までは川の何を何も知らなかったのですが、何となく、いつの間にかこんなことになってしまって、これからどうしたらよいのかなというのはちょっと悩むところです。

皆さま方と一緒に協力しながら、よい川をつくるということと、今、今本委員もおっしゃっていましたが、やはりもうちょっと徹底的に議論をするところは議論をして、徹夜してまでとは言いませんが、平行線であれば、その人が納得するまで2人で議論を闘わせてもらうとか、そういうことも考えてよいものをつくっていきたいと思います。

芦田委員長(委員会)

これから、河川管理者の方も大変だと思いますね。ワーキングの方からどんどん注文が出るとしますし、それに答えて頂かないと、具体的なものはできないと思います。

特に、ダムの水位管理、それから琵琶湖の水位管理については、どのように水位変動をさせていくかは、治水・利水と環境と、本日、河川管理者と委員会とで意見交換した中心テーマですね。それから、水需要管理につきましても中心テーマです。この2つをきちっと位置付けて具体化するということができれば、この流域委員会は成功すると思います。どうしても河川管理者に積極的にやって頂かなければいけないと思います。

そこでひとつ、村井河川調査官ご協力頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

河川管理者といたしましても積極的に参加させて頂きます。ある意味、データをこちらが持っているところもありますので、いろいろご指導頂きながら、こういうケース、こう

いうケースというお話を頂いて、その結果をまたお示するというような形で、具体的な議論ができるような形で参加させて頂きたいと思います。

芦田委員長（委員会）  
よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）  
よろしくお願ひいたします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）  
このワーキンググループについては、原則非公開ということになっているのですが、やはりこれは非公開でないといけないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）  
非公開ではなくてもよいのですが、ワーキングでいろいろ議論して頂く段階では非公開にしておいた方がやりやすいのではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）  
ちょっと私もどうかと思いました。

芦田委員長（委員会）  
そうですね。公開にするかどうかはまた、ワーキンググループで諮って頂いても結構だと思います。

別に、秘密にするという意味ではなくて、その方が作業しやすいのではないかなと思っています。もちろん、その結果は、委員会が報告し、公開していくわけですから、その作業の途中で機動的に動くためには、一々連絡したりするよりは、今日、今、集まろうというような調子でやった方が早いのではないかと思います。公開にしますと、あらかじめ場所等決めなくてははいけません。連絡して、今日やろうかというようなことになりにくいと思います。そういう点だけの話なのです。これは隠すという意味ではありません。それはまたワーキンググループの中で検討していただければよいと思います。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）  
ワーキングをつくって、今後、この委員会が、中間とりまとめの内容をより深めて充実させていく作業をやっていくということは、よいと思います。他方で、今、河川管理者との間の意見交換をやっているわけですが、先ほどのチラシでも、この中間とりまとめに対する意見を募集しているという形のものが、パンフレットの裏に印刷されているわけですが、こういう形で仮に意見募集をしましても、上がってくる意見はやはり限定されていますし、文章化されたものというのはなかなか、核心部分がどこなのかということは、

必ずしもよくわからないのです。やはり直接いろいろ意見聴取する必要性があるわけです。

多分、各部会では、琵琶湖部会の方が報告されたような形で、出かけて行って意見を聴いていくということ、既にもう実践されているわけですが、他の部会もそういうことは考えておられると思います。委員会においても、そういうものをやるのかどうかを、もう具体的に検討しないと、タイムスケジュールの中ではなかなかタイトな状況になってきているのです。

淀川部会をちょっと紹介させていただきますと、部会長または部会長代理とか庶務の方で一応検討は今終わっているのですが、7月、8月くらいまでの間に、この淀川の部会の関連する地方自治体の方からの意見聴取と、それから住民団体等の意見聴取を、4カ所くらい選んで意見聴取をやるという具体的な計画を今つくろうとしています。8月くらいまでをめどにしているのは、河川整備計画の原案が出てくるまでに、やはりなるべく広く意見聴取したものを河川管理者の方にもお知らせをする、知ってもらうことが多分役立つであろうということで、8月をめどにやろうと今考えています。

多分、他の部会も、同じことを何回かされるのだらうと思いますが、この委員会として、委員会が出している一番基本的な中間とりまとめに対する意見の聴取というものを、こういう意見募集という形だけにとどめるのか、それとも河川管理者との間で意見交換をやっているような形のものをやるかということは、今決めないと日がないと思います。

基本的には運営会議の方で決めればよいと思いますが、委員会でやはり、少なくともやると、どこを中心にやるかは決めておいて、詳細は、たとえば運営会議に委任するということで、できれば、今日大筋くらいは決めておいた方がよいと思います。

次の委員会になると、先になってしまいますから、その辺り皆さまの意見を聞いて頂いたらよいと思っています。

芦田委員長（委員会）

今、寺田委員からご提案の件につきまして、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。この委員会として、意見を聴く会を持った方がよいのではないかという、それをどう考えるかということです。

意見募集というか、これは指名するという格好でもよいのですが、呼び出して意見を聴くという方法もあります。

どういうことがよいでしょうか。まあ、一般の方のご意見を聴くということでは、こういう格好でやっているわけですし、こちらから、この人とこの人、こういう団体、そういう人に、そういう団体に意見を聴きたいという、意見を聴く会を持つかどうかです。

今本委員（委員会・淀川部会）

一般の方からのメールの意見を見ていまして、いろいろな方が意見をしておられます。やはり生の声として聞いてみたい気はいたしますね。

ただ、意見聴取の会で意見を聴いた時は、時間が短過ぎて、本当の真の意味がわかりにくかったので、今度は人数を絞って、もう少し長時間にして、その後、個々の人を囲んで

直接話し合いで懇談できるような形に持って行って頂ければありがたいと思います。

どの方がよいかは、ちょっと私はわかりません。

芦田委員長（委員会）

意見聴取の会をやるということですね。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

意見聴取の会をやる場合に、私が常に気になっているのは、この改正河川法は環境の側面が新たに入ったということで、従来の水管理の仕組みが変わることになる可能性があるわけです。そうすると、そこでマイナスの影響を受ける可能性のある方々は、特に意見を述べたい、或いは述べる機会を持ちたいと思っておられるのではないかと思います。

例えば、水需要が非常に重要な地域だとか事業所だとか、或いは環境への配慮を必要とされるがゆえに、何らかの従来の社会的な約束事が変わってしまうということの影響を受ける可能性のある方々は、特に呼び出して意見を伺わなければまずいのではないかという気はします。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。その他ありますか。

まあ、どういう格好で進めるかは、ちょっと後で運営会議の方で相談させて頂きたいと思いますが、やるという方向でよろしいでしょうか。

意見を聴く会だけをとにかくやる、それを中心に2回くらいですか。中間とりまとめ、少し進んでワーキンググループの成果が出れば、それも含めることになると思いますが、差しあたって、原案作成の段階までにできればよいと思います。

それでは、運営会議でやるという方向で進めたいと思います。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

委員長、よろしいですか。

委員会のワーキングは委員会の部会みたいな位置付けよりも、部会横断的な内容を持っているので、進捗状況等を踏まえて、出前出張を部会にも考えて、部会のバランス等、配慮して頂いているとは思いますが、重ねてお願いしておきたいなと思います。

今本委員、またよろしく願います。

芦田委員長（委員会）

それで、池淵委員もたまにのぞいて頂いて、水需要管理のアドバイスをお願いしたいと思います。一応、各部会委員も両方のワーキンググループに入って頂いていると思うので大

丈夫だと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お待たせしました。一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

傍聴者（大橋謙一）

私、枚方市役所の大橋です。

意見ではなくて質問なのですが、今、受付のところで、「ご意見募集」といって水色のチラシがあったのですが、このチラシは、7月1日までに意見を出してくれということですが、今、寺田部会長の方から、自治体にご意見を伺う機会をつくりたいというお話があったのですが、それとこのチラシとの関係はどのように理解すればよろしいでしょうか。

芦田委員長（委員会）

自治体の方にはチラシは出しているのではないですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

一般の方々に対して広く意見を頂くということで、あのチラシを出しておきまして、一応の締め切りを7月1日とさせて頂いております。

個々の自治体だけには、特に今のところはお送りしてないです。一般の方々ということで、全般的にニュースレターの配付先とかでまいているという状況です。

芦田委員長（委員会）

それはどうでしょうか。自治体とか、そういうところに直接お聞きした方がよいのではないかと思いますが。自治体の方にも直接、関係の自治体のところにもお送りして意見を聞くとした方がよいのではないですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

すいません、このシンポジウムのチラシにつきましては自治体の方に送らせて頂いておりますので、今、大橋さんのお手元のチラシとはちょっと別のものを、各自治体の方には送らせて頂いております。

傍聴者（大橋謙一）

こちらのチラシがあるのですが、後ろの細かい字で6月末と、ようやく読み取ったのですよ、私。それで、今日慌てて来たのです。

自治体の意見は、まとめるのに1週間やそこらではまとまりません。7月ないし8月にとりまとめればよいのか、それとも先ほど言ったように7月1日までにまとめてくれということなのか、ちょっとその辺の情報が先ほどの部会長の提案と両立しないので、ご説明をお願いしたいと思いました。

それから、そういうご案内が待っていれば来るものなのか、せつつかない駄目なのか、

その辺が、これから市役所の内部で作業を各課にお願いするのにあたって判然としないので、説明をお願いしたいということです。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

ちょっと淀川部会の関係のことでもあるので、寺田の方から答えます。

淀川部会の方では、先ほど紹介しましたように、8月までに自治体の方から直接に意見を聴かせて頂きたいと思っています。日取りとか、場所とか、スケジュール案をこちらの方がつくった段階で打診させて頂きます。その時に直接意見をお聴きできれば一番よいと思います。

それから、時間的には、ペーパーとしてそういう意見書的なものがその時にできていれば、その時に頂きたいと思えますし、もしもできてなくても、私の方は、このチラシに載っています7月1日もしくは6月末、こちらの方のチラシが6月末と書いていますが、この時期にあまり細かく限定しないで、広く意見を求めた方がよいと思うのですが、一定の目安として時期を示しておかないと、なかなか意見というのは集まりませんので、その程度に考えておいたらどうかと思います。

特に、自治体の皆さまについては、今、私が申し上げていますように、少なくとも淀川の方は、このタイムリミット、6月末とか7月1日とかというのは関係なく、皆さまとじかに聴きするのは、もう7月中・下旬か8月中旬までくらいになりますから、その頃までに具体的な意見のとりまとめをして頂いて、そしてできれば直接にお会いする時に、文書的なものでの意見書と、それからじかに意見交換をするということができればと思っていますから、そういうふうに理解をして頂きたいなと思います。他の自治体の皆さまも、他のところもそうご理解頂きたいと思います。

ただ、関係の自治体全部をお伺いできませんから、大体3カ所もしくは4カ所くらいで開催をしたいと思っています。そこで、ですから比較的近いところの幾つかの自治体の方に集まって頂いて、そして意見交換を行いたいと思っています。

そういうことなので、あまりこの今のチラシのこの時期のことにはとらわれずに、十分な意見を聴かせて頂ければありがたいと思っています。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

一言いっておきます。琵琶湖部会では、今その予定はありません。これから考えるかもしれないですが、今のところありません。

琵琶湖の中で、例えば滋賀県の中でやるといたしますと、全部の自治体という話に必ずなります。そういう点では、やれるかどうかがよくわかりません。今、淀川部会のことをお聞きしましたから相談はいたしますが、取り敢えず自治体の方も、特に今日ここに来て頂いている方は、他の方と同じように、7月初めまでの間に、ご意見があれば出して頂く



というのがまずは原則です。今日のところはそう申し上げる以外に、私が勝手に決めるわけにはいきません。それを受け取った上で、自治体として何かのことを考える可能性はゼロではありませんが、今、滋賀県の方も、必ず自治体に集まることがあり得るであろうとは思わないで頂きたいと存じます。

芦田委員長（委員会）

だけど、一応、集まるのは別として、自治体に意見を求めるというのはやって頂いた方がよいのではないのでしょうか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

委員長の方からそのようなご指摘がありましたら、まずは府県から始めることになってしまおうと思います。一般論として、そうするのは結構だと思います。

そうであれば、むしろ、琵琶湖部会・淀川部会というのではなく、全体として関連のある府県から、その市町村に至るまでのところについて出して頂くということをお願いしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

ええ、そうです。

それをしておかないと、ばらばらになります。それで、集まって頂くのは大変です。ですから、滋賀県であろうと琵琶湖流域であろうと、猪名川流域であろうと淀川流域であろうと、全ての自治体に意見を言って頂くことにしておかないとまずいです。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

それは部会長として賛成いたします。

芦田委員長（委員会）

庶務、よろしいですね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

はい。それでは、庶務としてまとめる手順もありますので、書面での提出につきましては、一応7月初旬ということをお願いしたいと思います。

芦田委員長（委員会）

もっと遅い方がよいです。7月末くらいでどうでしょう。割合、自治体というのは時間がかかりますよ。

庶務（三菱総合研究所 新田）

わかりました。それでは、7月末までに頂くということで、よろしく願いいたします。

芦田委員長（委員会）

その他、ご質問・ご意見ありますか。

傍聴者（岡内）

岡内という者です。大阪淀川リトルリーグの事務局を担当しております。

この参考資料2のことですが、「委員及び一般からの意見」ということで、私たちは各自自由グラウンドを使わせて頂いていますので意見として出しました。それから、「委員からの流域委員会の審議に関するご意見、ご指摘」ということで、「委員からのご意見、ご指摘はありませんでした」と書いていますが、これはどのようにとったらよいのですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

委員長、すいません。今の質問をもう一度お願いできますか。

傍聴者（岡内）

うちのところは今現在、淀川の河川敷で自由グラウンドとして使わせて頂いています。それで、意見書を書いて下さいということで、これを委員会に出したわけです。その結果、委員会からのご意見、ご指摘はありませんでしたので、これはどういう意味かなという質問です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

この参考資料2は、一般の皆さまと、あと、委員からの意見について、提出があったものを整理して載せさせて頂いています。

従いまして、委員から審議に関するご意見、ご指摘はありませんでしたということで、特にリトルリーグとかグラウンドについてのものがなかったというわけではなくて、全般的に意見がなかったということです。

傍聴者（岡内）

これに対しては意見がなかったということですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

とは独立したものですので、別個の、それぞれのものをご理解頂ければよいと思います。委員会の審議に関して、ご意見、ご指摘がなかったということです。

傍聴者（岡内）

ああ、委員会の審議ですね。参考資料としては置いてくださるわけですね。

庶務（三菱総合研究所 近藤）

すいません、ちょっと言い方を変えますと、参考資料2の とあります。 は、委員個

人個人から何か意見がありましたかというものをまとめたものです。というのは、一般の皆さま方からいろいろなご意見を紙とかファクスで頂いたものをまとめたものです。それで、一般の方々からは、この1ページ目からずっとありますように、多々ご意見を頂きました。これを今、この委員会の場でご紹介しています。それで、委員からは個々、特に紙とかでお寄せ頂いたものはありませんでしたということです。

従って、一般の皆さまの意見は、ここに載っている形で委員の皆さまに今ご覧頂いているということです。

芦田委員長（委員会）

ですから、一般からのご意見というのは参考にさせて頂いているということです。

傍聴者（岡内）

参考にさせて頂くということですか。わかりました。

庶務（三菱総合研究所 近藤）

ここに書いてある意見に対して、委員は指摘をしていない、意見を言っていないという意味ではないです。ですので、このご意見は、委員会の場に出ているということであると思って下さい。

芦田委員長（委員会）

非常に有意義な意見をいっぱいありがとうございます。その他ありませんか。

傍聴者（本多委員 猪名川部会）

猪名川部会の本多と申します。お世話になります。

委員会のワーキンググループについて、少し意見を言わせて頂きたいと思います。

先ほど、米山部会長からもお話がありましたように、猪名川部会というのは小さな部会です。そういうこともあってかどうかはわかりませんが、委員会のワーキンググループの中には、例えば、淀川部会の委員が4名入っていらっしゃるのに猪名川部会の委員がないとかいうことがあります。水位の管理では琵琶湖部会の委員が3名入っていらっしゃるのに猪名川部会の委員が1名しかないというようなことがあります。実は猪名川の方でも、一庫ダムの問題を抱えており、また、水需要の問題で言いましたら、余野川ダムがどうなるのかということで、ここではやはり市民の皆さまからご意見を頂いているというようなことがあります。

そんな中で、委員会ワーキングのメンバーの中に猪名川部会の委員が十分入っていないというのは、少し検討して頂く必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上です。

芦田委員長（委員会）

ワーキングは、横断的にしておりますから、猪名川部会とか淀川部会とか琵琶湖部会とか、特にそれを代表して参加して頂いているというわけではありません。ですから、猪名川部会のことを考えてないということではありません。これは横断的に考えているということなのです。

傍聴者（本多委員 猪名川部会）

それはよくわかりますが、それぞれの河川の状況というのもあるかと思imasuので、横断的に、いろいろな部会からもご意見を聞いて頂くようにして頂くのが一番よいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

また必要とあれば入って頂いてよいのですが。

傍聴者（本多委員 猪名川部会）

わかりました。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

先ほどの中で、自治体に話を伺うというお話があったのですが、その自治体というのが、いわゆる河川整備計画直轄の沿川の自治体なのか、その流域全体の自治体となると、まあ物すごい数になるのですが、その辺は運営会議で決めるということによろしいでしょうか。

芦田委員長（委員会）

まず、府県ですよ。それから市町村。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

流域の市町村であると、流域全体ですか。物すごい数になると思imasu。直轄沿川ということであれば、ある程度は絞れます。

芦田委員長（委員会）

市町村の数は流域全体でどれくらいありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

流域全体でいえば、今は滋賀県だけで50あるようですから、流域全体というとなん百という数の自治体があります。200とか、そういう数になります。

芦田委員長（委員会）

出さないところと出すところがあるのはまずいと思imasu。全体で考えていきましょう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

その意味では、或いはその流域の外ですね。流域の外といっても、とんでもないところという意味ではなくて、水を受けているところは流域の外にもあるのですが、阪神地域などがあります。どう線を引くか決める必要があると思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

水需要が大きな問題だとすれば、利水域と申しますか、需要域に呼びかけることは、少なくともしなくてはいけないですね。

ただ、今、大阪府営水道の水を私は沸かしてここに持ってきたのですが、よく考えたら高いですね。高度処理水ですしね。さらに、これを飲まないで、学生はペットボトルしか飲まないのはおかしいと思います。そういうことから水需要をやはり考え始めなくてはならないのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

この答えが返ってくるかどうかは別として、出すのは出した方がよいのではないのですか。そう思っております。まあ、実際にやって大変だということになれば、また考えるかもわかりません。ですから、府県・市・町レベルです。

それでは、時間も過ぎましたのでこれで終わりたいと思います。次回は7月30日13時30分から開催いたします。どうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

これをもちまして流域委員会を終わらせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

なお、委員の皆さまの机の上に、中村委員より提供されました資料を琵琶湖部会以外の方々のお手元に置いてあります。よろしくお願いいたします。

以上

## 議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。